

岡山県内の児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 主な流れ

岡山県内の児童養護施設等を退所した方、里親等の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方

1. 貸付申請(随時受付) 本会ホームページ掲載

- ①自立支援資金借入申請書(様式第1号)
 - ・本人確認書(学生証、住民票(写)、免許証(写)、保険証(写)等のうちいずれか1つ)
- ②保護者等からの経済的支援が見込まれない者であることが確認できるもの(参考様式)
(児童養護施設長、里親等に作成依頼)
 - ・<進学者>大学等へ在学していることが確認できるもの(合格通知書、在学証明書)
 - ・<就職者>就職していることが確認できるもの(内定通知書、就業証明書等)
 - ・家賃支援費を借入れる場合は、1ヶ月あたりの家賃(管理費及び共益費含む)が確認できるもの
- ③個人情報の取り扱いに関する同意書(様式)

《連帯保証人》

- ・本人確認書類(免許証(写)、保険証(写)、住民票(写))
- ・本人の所得が確認できるもの(所得証明書、前年分源泉徴収票(写)等)

2. 貸付審査・貸付決定

- ・貸付決定通知書送付

3. 交付申請書・借用証書等の提出

- ①交付申請書(様式第2号)
- ②自立支援資金借用証書(様式第3号)
- ③口座振替申出書(様式第4号)
- ④添付書類:借受人、連帯保証人の印鑑証明書(3ヶ月以内)
- ⑤児童養護施設退所等に対する自立支援資金の借入にあたっての意見書(様式)

4. 貸付金の送金(大学等に在学する期間)

- ・送金通知書送付

5. 報告

- ・<進学者>大学等在籍報告書(様式第9号)
 - *毎年(入学年度を除く)4月20日までに提出
- ・<就職者>業務従事状況報告書(様式第10号)
 - *毎年(初年度を除く)4月20日までに提出
- ★本人等の住所等異動が生じた場合
届出書等(様式第8号)

退学・辞退:貸付契約の解除等

下記のいずれかに該当するとき、貸付金の償還事由に該当し、償還開始となる。

- ・進学者が大学等を退学したとき
- ・就職者が就職先を離職したとき
- ・進学者または就職者が死亡したとき
- ・進学者または就職者が貸付期間中に貸付決定の取消しを申し出たとき

届出書等(様式第8号)

*当該事実を証する書類を添えて提出
→【全額返還】
自立支援資金返還明細書(様式第5号)提出

6. 卒業・就業

- ・卒業証書(写)、業務従事証明書
- 【返還債務の履行猶予】
自立支援金返還猶予申請書(様式第6号)
- ・自立支援金返還免除申請書(様式第7号)

7. 貸付金の償還(返済)全額免除 【5年間就業を継続したときなど】